

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美里町長 相澤 清一

市町村名 (市町村コード)	美里町 04505
地域名 (地域内農業集落名)	中埜地区 (成田・中田・町上・町下・高城・上戸・荻埜北・荻埜南・上平針・原・六軒丁・中川前・下平針・平針三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	8月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 ※変更なし

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、小牛田地域の北部に位置し、江合川水系に属する平坦な水田地帯である。50アールから1ヘクタールに区画された水田は、水利施設、農道等が完備され、良好な耕作条件を有している。

農業経営体については、減少傾向にあり、平均年齢も年々上昇している状況にある。また、法人経営体については、労働力不足や後継者の育成確保が課題となっている。他方、働き方改革や定年延長など、社会環境の変化から、多様な経営体が共存共栄できる環境が求められている。

農地については、一定の集積率を確保しているものの、集積から集約へと更なる土地利用の効率化が求められている。

農業経営については、恵まれた耕作条件を背景に、米、大豆、麦に加え、高収益作物や新市場開拓用米のほか、国内最大規模となる次世代型大規模園芸生産など、新たな農業経営に積極的に取り組むなど、気候変動、生物多様性、カーボンニュートラル、SDGs等、地球環境や消費者意識に対しても非常に関心の高い地区である。

今後、生産性の向上と自主自立的な農業経営の実現を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業経営体については、減少が予測される中であって、地域農業を担う多様な担い手が共存共栄できる環境を創出する。また、農事組合法人の合併、営農組合を統合及び法人化を促進し、経営基盤の安定化を図る。

農地については、「農地集積」から「農地集約」へと土地利用の意識改革を図り、経営形態や生産方式に応じたすみ分け(ゾーニング)を促進し、農地利用の更なる効率化を促進する。

農業経営については、次世代経営者の育成確保、労働力不足の解消に向け、多様な働き方を可能とする雇用形態、兼業農家や農業支援サービス事業者との連携を促進する。また、スマート農業機械などの共有化を図ることにより、個々の経営体による機械投資を抑制するなど、中長期的な視点からコスト削減及び生産性の向上を図るとともに、BtoBを視野に生産、流通、販売等、企業と連携した取組を展開し、収益性の向上にも取り組む。

更に、カーボンニュートラルやSDGs等を背景に人や社会・環境に配慮した倫理的消費行動、いわゆるエシカル消費など、消費者意識の変化に対応するため、脱炭素、減農薬、減肥料など、環境やエネルギーにも配慮した農業経営を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ※変更なし

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	626 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	626 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 ※変更なし

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画及び目標地図の周知を図り、地域の理解増進を図る。 目標地図に則し計画的な農地の集積、集約化を進める。 目標地図に位置付けられていない経営体による耕作を妨げない。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
本地区全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向に配慮しつつ、計画的な農地の集積、集約化を誘導する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業等を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
大規模経営及び中規模経営を展開する中心的な担い手と小規模経営を行う経営体を考慮した目標地図のゾーニングにより、多様な経営体が共存共栄できる環境に配慮する。 法人設立を目指す集落営農組織のほか、作業集団などの担い手組織の法人化を支援する。また、労働力不足を解消するため、多様な働き方を可能とする雇用形態の創出、経営体間における融通体制の構築を推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託については、需要増加が見込まれることから、農業協同組合等の受託者となり得る組織の育成及び、受委託のマッチング機能の構築を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
 ②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。
 ③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。
 ④新たな市場の開拓に向け、輸出米等の取組を推進する。
 ⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、土地改良施設等の保全管理を推進する。
 ⑧農業用施設の長寿命化対策を講じるとともに、省エネやCO2削減など施設の近代化、機能強化等を促進する。
 ⑨環境への負荷軽減及びコスト削減を図るため、畜産農家と連携し資源循環型農業を推進する。